

指定給水装置工事事業者 各位

公益社団法人日本水道協会滋賀県支部

支部長 大津市長 佐藤 健司

(公印省略)

令和 7 年度指定給水装置工事事業者講習会開催のお知らせ

平素は、本支部の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省(旧所管厚生労働省)は、指定給水装置工事事業者に対して定期的な講習受講の機会を与え、必要な情報の取得、技術力の維持・向上を図るとともに、指定事業者の現況を把握することを目的に、水道事業者による指定事業者への定期講習を実施することとしています。

つきましては、下記のとおり講習会を開催いたしますので、ご多用とは存じますが、受講いただきますようお願いいたします。

なお、本講習会は毎年開催しており、水道法の改正に伴って、5年に1回を目安に受講を推奨しています。

記

1 受講対象者

令和 6 年 1 0 月 1 日以降に新規の指定または指定の更新を受けた指定事業者
(令和 3 年度～6 年度に対象であったが、未受講の指定事業者含む。)

2 開催日時

令和 7 年 1 1 月 4 日 (火) 9 : 0 0 から同年 1 1 月 3 0 日 (日) 2 3 : 5 9 まで

3 申込期間

令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) 9 : 0 0 から同年 1 0 月 2 4 日 (金) 1 6 : 0 0 まで
※申込期間後の受付はいたしかねます。必ず期間内に申込をお願いいたします。

4 受講申込の方法及び受講の方法

インターネットから受講申込し、動画視聴により受講する WEB 講習となります。

※受講・申し込みに関する詳細は、日本水道協会関西地方支部 (<https://jwwa-kansai.org>) ホームページよりご確認ください。ホームページ内の**支部情報→滋賀県支部**に掲載します。



5 問い合わせ先 (例) ○○市上下水道課

TEL : E-mail :

※お問い合わせは、指定を受けている各事業体へお願いいたします

滋賀県内で複数の水道事業体から指定を受けている場合につきましては、各事業体から案内が送付されます。ご理解の程よろしくお願いいたします。

令和7年度公益社団法人日本水道協会滋賀県支部 指定給水装置工事事業者講習会(WEB)を開催します

令和7年度指定給水装置工事事業者講習会(WEB講習)は、本手引の内容を参照し、受講してください。

1 WEB講習とは

下記講習開催期間中に公開される講習動画(事前に通知する URL よりアクセス)を視聴し、受講後の受講報告書の提出をもって修了を認めるものです。

2 受講申込期間

令和7年9月30日(火)9時00分から同年10月24日(金)16時00分まで

下記二次元コードからオンライン申込専用ページにアクセスし、公益社団法人日本水道協会滋賀県支部事務局へ受講申込手続きをしてください。



※二次元コードが読み込めないときは、下記リンク先よりアクセスしてください。

(<https://otsu-kigyo.form.kintoneapp.com/public/jwwa-shiga-app>)

※オンライン申込・動画視聴が困難な場合は、担当水道事業体までご連絡いただき、案内に従い手続きを行ってください。

3 開催期間

令和7年11月4日(火)9時00分から同年11月30日(日)23時59分まで

(期間中であれば、ご都合の良い時間でご視聴いただけます。)

※期間終了後における動画の再公開等の対応は致しかねますので、必ず期間内に視聴を完了してください。

4 受講環境

オンラインでの動画視聴となるため、インターネット回線と視聴端末が必要となります。

最新バージョンのブラウザ又はアプリが使用できるPC、タブレット、スマートフォン等を使用の上、必ず申込みの前に動作確認を行い、正常な動画再生が可能かご確認ください。

5 受講者

貴社から1名の受講をお願いします。

※受講者は、給水装置工事主任技術者等、貴社内にて講習内容の周知や教育を実施できる方としてください。
修了証書は、受講者名でなく、貴社名で交付されます。

6 受講費用及びテキスト購入

受講費用は無料です。

講習テキストについては、下記のことを各自で事前購入し、講習会当日までにご準備ください。

- (1) テキスト名:指定給水装置工事事業者講習会 2024
- (2) 価格 :1,100円(税込)
- (3) 購入窓口 :日本水道協会図書販売担当(TEL 03-3264-2826)

※事務局ではテキストの販売は行っておりません。別紙テキスト案内チラシのとおり、販売元である日本水道協会図書販売担当からご購入下さい。

7 講習動画内容及び所要時間

URL リンク先にて公開する動画内容は、全国統一のテキスト(公益社団法人日本水道協会発刊の指定給水装置工事事業者研修テキスト 2024)による講義であり、全項目の視聴を必須とします。

動画時間は、約1時間15分となります。

8 修了要件

下記に掲げる全ての要件を満たした者を修了者とし、修了証を交付します。

- (1) 期間内における全講習動画の視聴
- (2) 受講報告書の提出

9 受講手続の流れ

別紙「講習会受講手続きの流れ」を、ご参照ください。

10 合同講習会参加水道事業者(19事業者)

大津市、近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、彦根市、米原市、守山市、野洲市、栗東市、愛知郡広域行政組合、長浜水道企業団、甲良町、多賀町、豊郷町、日野町、竜王町

11 注意事項

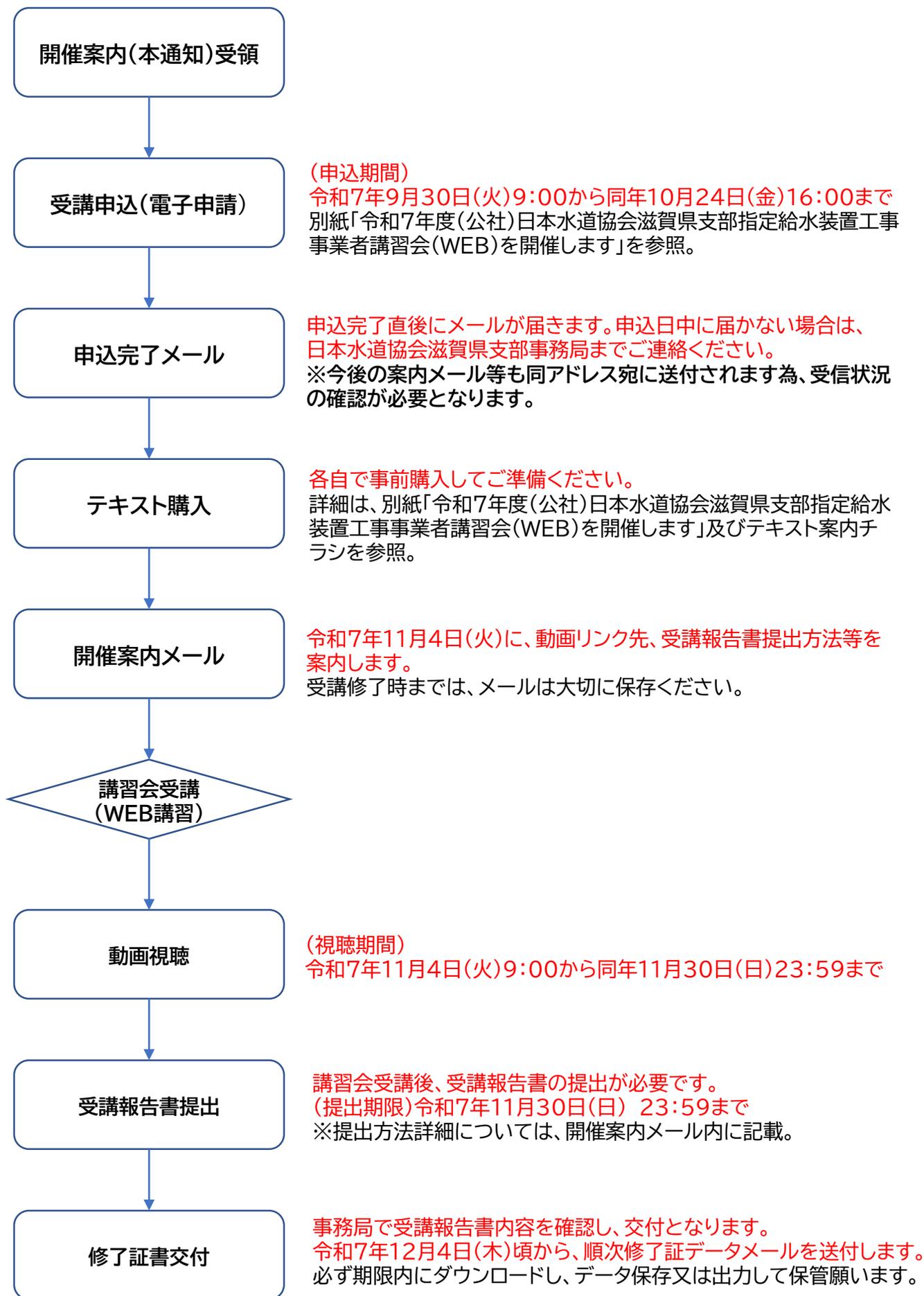
- (1) 講習動画の複製や転載、動画 URL の流布等は固く禁じます。
- (2) 本講習会は、公益社団法人日本水道協会滋賀県支部の会員である上記10の19水道事業者に指定されている給水装置工事事業者を対象としたものです。他府県の水道事業者からも指定を受けている給水装置工事事業者にあつては、該当する水道事業者等の開催する講習会についても別途、受講が必要な場合がありますので、ご注意ください。

〇講習会申込後のお問い合わせは、下記事務局までお願いします。

公益社団法人日本水道協会滋賀県支部事務局(大津市企業局企業総務課内)

TEL:077-528-2601 担当:柳井・脇元

講習会受講手続きの流れ



指定事業者講習会に関する Q&A

1 日本水道協会とはどのような団体なのか。

水道の普及とその健全な発展を図ることを目的とし、水道事業運営上の諸問題に対して、水道関係者が集まり、英知を出しあって解決策を見出すために、昭和7年5月12日に内務大臣の許可を得て社団法人水道協会が発足しました。

昭和31年に、現在の社団法人日本水道協会に改称し、平成25年4月から公益社団法人へ移行しました。

2 日本水道協会滋賀県支部が講習会を開催する理由。 なぜ水道事業者が単独で開催しないのか。

県内の水道事業者が講習を開催する場合、複数の水道事業者から指定を受けている指定事業者は、それぞれの水道事業者の開催する講習を受講する必要があります。

県内の水道事業者が、共同で開催することによって、講習を実施する水道事業者も、講習を受講する指定給水装置工事事業者も、効率的な講習が開催できることから、日本水道協会滋賀県支部で合同開催することになりました。

3 講習を受講しないと何か罰則はあるのか。

今回の講習を受講しないというだけでは、ペナルティはありません。

各水道事業体では、指定の更新の際に、講習会の受講実績の確認をされる場合があります。また、水道事業体によっては、指定給水装置工事事業者の希望により、受講実績をホームページ等で公表される場合もあります。

4 開催のお知らせを確認したが、受講するにあたって手続きは必要か。

講習の受講を希望する方は必要事項を入力の上、申込フォームより申請してください。

申請をしないと、講習を受講することができません。

また、直近4年以内に当該講習を受講済である方は、今回の受講対象ではないため申請の必要はございません。

5 ○○社(本社・本店)以外に複数の▲▲支店(営業所)がある場合、受講対象者はどうなるか。

講習会の申込みは、本社・支店問わず講習会内容の周知や教育を実施できる方、1名のみの申込みとしてください。

複数人で受講をされたい場合は、申込後に送付するリンク先を共有してください。
(但し、修了証書は本社名のみでの交付としますので、各支店名等は表記されません。)

6 修了証書等が手元になく、直近の受講歴がわからない。

直近の受講歴が不明である場合は、「令和7年度指定給水装置工事事業者講習会開催のお知らせの「5 お問い合わせ先」に記載の各事業体担当窓口までご連絡ください。

また、修了証書の再発行等については、致しかねますのでお問い合わせいただいた受講歴は、各自お控えください。

7 直近の受講履歴が5年以上前であるが、やむを得ない理由により受講ができない場合はどうすればいいのか。

講習会は毎年開催される為、次年度以降の開催のお知らせ時に、お申込みいただき受講をお願いします。

8 申込み後、変更・キャンセル等はできないのか。

講習会申込後のお問い合わせは、日本水道協会滋賀県支部事務局までご連絡ください。

指定給水装置 工事事業者 研修テキスト 2024



これまで、水道事業者が行う指定給水装置工事事業者の講習・研修にあたっては、本研修テキストが広く活用されております。

このたび、水道法の一部改正など、最新の行政情報や技術情報などを反映した、「指定給水装置工事事業者研修テキスト 2024」を発刊いたしましたので、是非ご活用ください。

改訂内容の概要

①「指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制」の整理

2019 版では「指定給水装置工事事業者制度の指定の更新制」を特集としてピックアップしておりましたが、導入から約 5 年が経過したため内容の整理を行い、特集ではなく、他の指定給水装置工事事業者制度の内容と同様に、制度（手続き）の 1 つとして紹介する構成に変更しました。

②最新の知見や情報の反映

直近の 5 年の間に発生した事故事例や厚生労働省からの通知などを反映しました。

③行政移管後の整理

令和 6 年 4 月 1 日付で施行された水道法の改正に伴い、水道行政の所掌省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。このことから、給水装置に係る水道法及び政省令等の所掌省庁について整理を行い、内容を反映しました。

- ◆ 購入方法に関しては日本水道協会ホームページをご覧ください。

日水協トップ→「出版物のご案内」→「発行図書目録」→「本協会発行図書の購入方法について」

URL : http://www.jwwa.or.jp/syuppan/hakkou_kounyu.html

QRコード→



- ◆ 水道事業者が行う講習・研修用として、テキストの要点をまとめたパワーポイントも用意してあります。詳しくは日本水道協会までお問い合わせ下さい。
- ◆ 販売価格：1 冊 1,100 円(税込) ※送料別途
※30 部以上ご購入頂く場合は 1 割引（1 冊 990 円(税込)）で販売致します。

購入申込先 購入についてのお問合せ

株式会社 協友（日本水道協会図書販売担当）
〒102-0074
東京都千代田区九段南 4-8-9
Tel:03-3264-2826
Fax:03-5210-2216

内容に関する問い合わせ 講習会用パワーポイントに関する問い合わせ

公益社団法人 日本水道協会 工務部技術課
(指定給水装置工事事業者研修テキスト担当)
Tel:03-3264-2496
E-mail:gijutsu@jwwa.or.jp